

# 那覇市公報

**第 1 6 4 4 号**

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止について（建築指導課）  
..... 614
- 平成27年（2015年）4月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について  
（総務課） ..... 615
- 平成27年（2015年）5月那覇市議会臨時会の招集について（総務課） ..... 616

### ◇ 公 告 ◇

- 随意契約の公表について（契約締結後）（クリーン推進課） ..... 616
- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課） ..... 618

### ◇ 消防局訓令 ◇

- 那覇市消防吏員ワッペン規程の一部を改正する訓令 ..... 619

### ◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について ..... 621

### ◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 選挙人名簿の縦覧場所について ..... 622
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について ..... 623

---

---

**告 示**

---

---

**那覇市告示第 87 号**

平成 27 年 4 月 15 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 1 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 3 廃止の年月日：平成 27 年 4 月 15 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市字仲井真 321-4
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長 4.00m 幅員 23.81m

那覇市告示第 100 号

平成 27 年 4 月 23 日

掲 示 済

平成 27 年（2015 年）4 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 27 年（2015 年）4 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

委員会への付託陳情

市民のための「市議会 龍柱建設を中心とする報告会」開催に関することについて

那覇市告示第 114 号  
平成 27 年 5 月 8 日  
掲 示 済

平成 27 年（2015 年）5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 27 年（2015 年）5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日           平成 27 年 5 月 18 日（月）
- 2 招 集 の 場 所       那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
  - （1） 那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
  - （2） 平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 2 号）
  - （3） 平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
  - （4） 平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
  - （5） 専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

---

---

**公           告**

---

---

那覇市公告第 62 号  
平成 27 年 5 月 15 日

随意契約の公表について（契約締結後）

那覇市契約規則第 21 条第 2 項第 2 号の規定により随意契約締結結果を公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

## 件名 随意契約の公表について（契約締結後）

| 契約 1         |                                                                                                                                                                                 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務名          | 平成 27 年度びんの選別作業業務委託                                                                                                                                                             |
| 契約締結日        | 平成 27 年 3 月 31 日                                                                                                                                                                |
| 契約相手方の氏名及び住所 | 一 般 財 団 法 人 沖 縄 県 セ ル プ セ ン タ ー<br>理事長 金城 幸範（那覇市首里石嶺町 4 丁目 373 番地 1）                                                                                                            |
| 契約金額         | 18,630,000円（税込）                                                                                                                                                                 |
| 契約理由         | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の障がい者支援施設等に該当し、当該業務を委託することにより、障がい福祉の増進と社会参加の促進を支援するため。                                                                                             |
| 契約 2         |                                                                                                                                                                                 |
| 業務名          | 平成 27 年度那覇市クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託                                                                                                                                                |
| 契約締結日        | 平成 27 年 3 月 31 日                                                                                                                                                                |
| 契約相手方の氏名及び住所 | 公 益 社 団 法 人 那 覇 市 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー<br>理事長 上原 郁夫（那覇市首里末吉町 4 丁目 6 番 6 号）                                                                                                       |
| 契約金額         | 2,333,188円（税込）                                                                                                                                                                  |
| 契約理由         | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者として認められるため。 |

那覇市公告第 63 号  
平成 27 年 5 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号  
平成 27 年 3 月 30 日 第 H25－03－04 号 那覇市指令都建第 3926 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
1 工区 那覇市宮城一丁目 42 番 12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
横浜市戸塚区戸塚町 143 番 4  
株式会社 富士開発 代表取締役社長 小尾 一
- 5 検査済証番号 平成 27 年 4 月 20 日 那都建第 9 号
- 6 工事完了年月日 平成 27 年 3 月 31 日

---

---

## 消防局訓令

---

---

那覇市消防局訓令第2号

平成27年4月22日

公 表 済

那覇市消防吏員ワッペン規程の一部を改正する訓令を、別紙のように制定する。

那覇市消防局長 徳 元 律 夫

## 那覇市消防吏員ワッペン規程の一部を改正する訓令

那覇市消防吏員ワッペン規程(平成21年消防本部訓令第11号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                           | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)第3条に基づき、ロゴマーク入りワッペンを次のとおり定める。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[略]</p> | <p>那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)第3条に基づき、ロゴマーク入りワッペンを次のとおり定める。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>機動査察係</u></p> <div data-bbox="821 790 1305 1451">  </div> <p>[略]</p> |
| 備考                                                                                            | 備考                                                                                                                                                                                                                                                   |

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正後の欄中の図(以下「改正後図」という。)の表示に対する改正前の欄中の図の表示がない場合には、当該改正後図を加える。

## 付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第3号

平成27年4月21日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

| 登録<br>番号 | 事 業 者 | 事 業 所 の 所 在 地        | 代 表 者  | 指定年月日               |
|----------|-------|----------------------|--------|---------------------|
| 434      | 真開工業  | 南城市佐敷字津波古 1232 番地の 1 | 與那城 真栄 | 平成 27 年<br>4 月 20 日 |

---

---

## 選挙管理委員会告示

---

---

那覇市選挙管理委員会告示第2号

平 成 2 7 年 5 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年6月3日から同年6月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所      那覇市泉崎1丁目1番1号   那覇市役所本庁舎12階  
                  那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第3号

平 成 2 7 年 5 月 1 5 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第2項の規定により、平成27年6月3日から同年6月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所      那覇市泉崎1丁目1番1号   那覇市役所本庁舎12階  
                    那覇市選挙管理委員会事務局

